

北海道地域資源保全情報の整備と 記録システムについて



北海道日本型直接支払推進協議会

○北海道地域資源保全情報とは・・・

【要綱基本方針―要約―】

道協議会が関係市町村と連携を図り、農地や施設等の資源情報（位置・諸元）のデータベースを構築し、日本型直接支払制度に取り組む活動組織等が行う施設の維持管理等の保全情報の蓄積を行い、活動計画の見直し、地域資源保全管理構想の策定及び事業評価等を支援。

○なぜ整備する必要があるの？

- ・ 会計検査における指摘事項
 - 活動した場所は図面上のどこ？
 - どのような内容の活動？
 - 去年はどこの施設を補修したの？
 - 景観作物（ヒマワリ）を作付けした農地はどこ？

**説明資料の
整理が必要**

その他の課題

- ✓ どの施設の話をしているのか分からない
- ✓ どの施設の写真だったか分からなくなった
- ✓ あの補修工事って何年に（いつ）実施したの？
- ✓ 役員が変わったから過去の活動は全然わからない
- ✓ 作業位置図とか財産譲渡の書類作りって大変
- ✓ 活動の情報（位置・内容）を書類で管理するのは限界
- ✓ 交付金も限られているし、効率的に活動したい
- ✓ 入り作者の農地が多く、構成員の管理が大変
- ✓ 農業農村整備事業を計画したいけど、どこに新材のトラフが入っているの？
→財産管理台帳では位置がわからない

適切な保全管理活動に向けた課題解決は「**地域資源保全管理構想***」の策定に向けた課題解決

※対策期間中に作成することが要件

課題解決に向けた支援の検討

「**北海道地域資源保全情報**」
の整備

北海道地域資源保全情報の運用イメージ



【 活動情報 】

- 位置情報
- 活動内容等情報

年度1	内容1	譲渡日1
文字列	文字列	文字列
H27	新材 20.0m	H28.3.20

活動計画の見直し等

活動情報の登録・蓄積

【 データベース 】 北海道地域資源保全情報

- 各施設の基本的な項目を登録
- 道内の全ての農業用施設を対象
- 航空写真（水土里情報S）を使用
- 末端施設は農家聞き取りにより整備
- 農地の耕区を登録予定

ID	区分	構造	図測延長	管理者	対象
数値	文字列	文字列	数値	文字列	文字列
*****	用水路	V450トラフ	100.25	〇〇土地改良区	多面的／中山間

現在運用中のシステム

- (活動組織) 農地・水Pad
- (市町村) 市町村現地確認システム

【概要】

現地でタブレットに活動情報（場所・日付・活動内容・写真を登録し、パソコンにデータを取り込んで、関係帳票に印刷する支援ツール



【現システムの課題】

農地・水Pad、市町村現地確認システムはandroid端末のタブレット（Tab）で限定した機種のみで運用が可能

水土里情報システムの支援ツールを利用しているため、1端末当りの利用料が発生し、複数台を利用することが困難

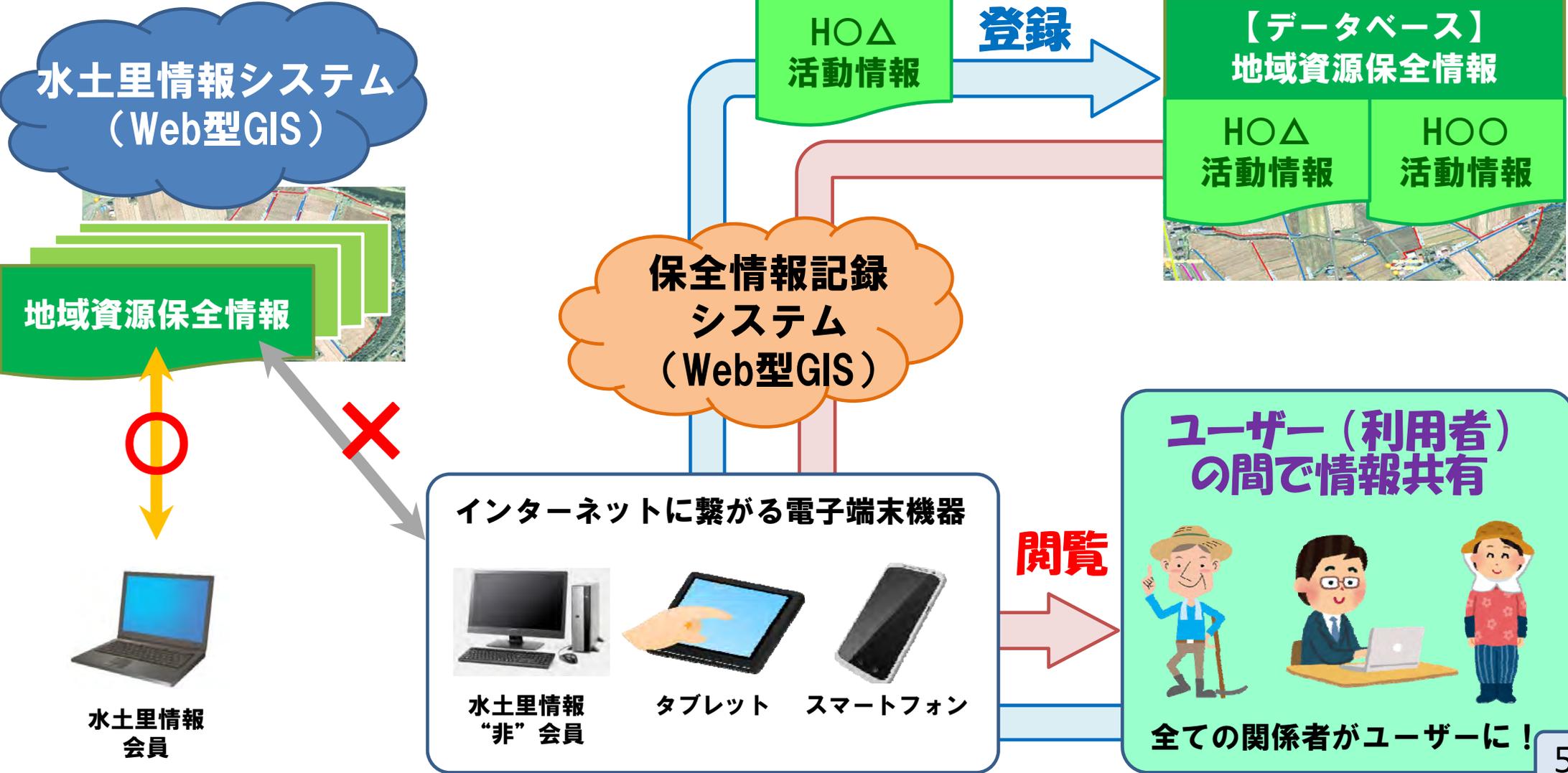
Tabからパソコンにデータを移動させて、帳票等を作成する必要がある

1台で全ての参加者を登録する必要があり、入力作業等の操作性が悪い

Tabは携行性が悪く、共同活動に支障をきたす

両システムの端末（Tab）から水土里情報システムへ活動情報を直接登録することはできない

北海道地域資源保全情報 “記録システム” のイメージ



北海道地域資源保全情報“記録システム”の特徴

- ▶ 端末にシステムをインストールせずに、インターネットを経由してシステムにアクセスすることで、OS（Win、Mac、Android、iOS）や端末の型式に依存しないシステムとする
- ▶ スマートフォンが使えることで携行性が大幅にアップ
- ▶ 端末からオルソ画像（航空写真）が閲覧でき、併せて地域資源保全情報のデータ属性情報の参照が可能
- ▶ 補修等の保全情報は、地域資源保全情報のラインデータに蓄積するとともに、活動内容を登録することで作業日報・機能診断記録管理簿・活動記録・写真帳をエクセル形式でシステムが自動作成（端末からPCへのデータ移動の必要無し）
- ▶ 市町村用確認システムの機能を有し、確認帳票に反映
- ▶ 組織内で複数の端末を利用しても、システムが自動で集計し関係帳票を作成。
- ▶ 自動作成された作業日報等は、システムからダウンロードして印刷・編集
- ▶ 端末から部分的なラインデータの作成が可能

北海道地域資源保全情報と記録システムの運用について①

1. なぜ利用しなければならないのか？

- 活動組織は施設の管理者に補修等の履歴を引き継ぐことが、活動組織辺への計画認定に位置付いていますが、農林水産省が行う抽出検査等で確認された結果、適切に行われている状況とは言えません。
- また関係機関からの指摘にも未然に対応する必要があるため、活動位置情報等の蓄積は必須です。
- 要綱基本方針において、データベースに活動情報の蓄積を行うことが示されているため、全ての活動組織による利用を前提としていますので、ご理解願います。

2. 市町村は利用しなくても良いのか？

- 活動組織の実施状況の確認結果についても、関係機関から指摘を受けており、確実な確認行為の実施に向け、全ての関係市町村の利用を前提としていますので、ご理解願います。

北海道地域資源保全情報と記録システムの運用について②

3. 利用料は必要となるか？

- システムの構築は、道協議会の推進交付金で対応しますが、平成28年度以降、推進交付金の減額が確実な状況であり、サーバー等の維持管理費への充当が困難となることが容易に想定されます。
- 活動情報の蓄積を継続的に行うことで、適切な資料作成、活動計画の見直しや本交付金の取組効果を第三者に説明することが可能となるため、活動組織及び市町村の皆さんはシステム利用料（維持管理費）の負担にご理解願います。

4. システム利用料を納める単位は？

- 原則、活動組織・市町村等の団体で定額負担を想定しています。
- 利用に際しては、IDの発行を行いますが、団体当たりの利用者が大幅に増える場合（例：30人以上）は、加算料金の負担をお願いする場合があります。

北海道地域資源保全情報と記録システムの運用について③

5. 運用中の農地・水Padと市町村現地確認システムの扱いは？

- 記録システムの運用開始に向け、農地・水Padのサービス提供は終了します。よって、農地・水PadのH28年度の利用料は徴収しません。なお、タブレットの残金がある場合は当該残金を徴収しますが、タブレットは組織の財産となります。
- 契約期間中の利用料を一括納付されている活動組織は、H28年度分の利用料を別途返納する手続きを行います。
- 市町村現地確認システムのサービスも同様に終了します。タブレットは農地・水Padと同様に市町村で利用頂けます。
- 農地・水Pad、市町村現地確認システムのタブレットは適正に利用することを前提に、携帯電話会社等と契約しインターネット回線を接続することで、記録システムでの利用ができます。
- これらシステムに係る手続き等の詳細の扱いは別途案内します。

北海道地域資源保全情報と記録システムの運用について④

5. 利用料金は幾らか？また、交付金からの支出は可能か？

- システム利用料金の額は確定していませんが、1団体（活動組織・市町村）当たり40,000円／年程度を想定しています。
- 背景画像は、水土里情報システムという別システムの航空写真を利用させて頂くことから、水土里情報システムの会員以外の市町村及び関係活動組織からは、別途50,000円～150,000円程度の利用料金が発生する見込みです。
- システムの利用料金、端末代金、インターネット回線費に交付金が使えますが、個人のスマートフォン等の端末の回線費（一部含む）に充てることはできません。

6. 運用開始時期はいつか？

- 平成28年の5月頃から運用を開始する予定です。